

福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡県のアレルギー疾患対策の推進に当たり、必要な事項を検討するため、福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) アレルギー疾患に係る現状や課題の把握に関すること。
- (2) アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備並びに情報提供及び人材育成等の推進に関すること。
- (3) その他、アレルギー疾患対策の推進について意見を述べること。

(構成)

第3条 協議会は、委員15人以内で構成する。

- 2 委員は、アレルギーに関する専門家、医療関係者、関係行政機関の職員その他必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする（県職員を除く）。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会の円滑な進行を図るため、会長及び副会長を1名ずつ設ける。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は、協議会の会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数の出席をもって開催する。

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず、有識者及

び関係者等を協議会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療介護部がん感染症疾病対策課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月27日から施行する。